

医政総発 0919 第 3 号
医政地発 0919 第 1 号
令和元年 9 月 19 日

各 都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長
厚生労働省医政局地域医療計画課長
（ 公 印 省 略 ）

診療所の管理者の常勤について（通知）

これまで、診療所の管理者については、「管理者の常勤しない診療所の開設について」（昭和 29 年 10 月 19 日付け医収第 403 号各都道府県知事宛て厚生省医務局長通知。以下「通知」という。）において、「医療法第十条に規定する病院又は診療所の管理者は、当該病院又は診療所における管理の法律上の責任者であるから、原則として診療時間中当該病院又は診療所に常勤すべきことは当然」とされているほかは、具体的な考え方を示しておらず、各都道府県等において、個別の事案に応じて適切に判断いただいていたところである。

近年、診療所内の監督義務等は適切に行うことを前提に、一定程度の柔軟な勤務を行う医師を管理者とすることで、地域における医師不足や専門的医療ニーズ等に対応できるようにすることの必要性が、令和元年地方分権改革に関する地方からの提案等において指摘されている。

今般、こうした指摘や近年の情報通信技術の発達等を踏まえ、診療所の管理者に係る考え方を、下記により示すこととしたので、貴職におかれては、その趣旨を御了知いただくとともに管下の医療機関に周知をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

1. 診療所の管理者は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に規定する管理者の責務を果たす必要があることから、原則として勤務時間中常勤とすること。
2. ただし、へき地や医師少数区域等の診療所又は地域における専門的な医療ニーズに対応する役割を担う診療所において、常勤の医師を確保することが

困難である場合や管理者となる医師の育児・介護等の家庭の事情により一定期間弾力的な勤務形態を認める必要性が高い場合等においては、例外的に常勤でなくとも管理者として認められること。ただし、この場合においては、常時連絡を取れる体制を確保する等、管理者の責務を確実に果たすことができるようにすることが必要であること。

3. また、上記の例外的な取扱いを行う診療所（へき地や医師少数区域等の診療所を除く。）がある場合、当該診療所が所在する都道府県は、当該情報が地域の外来医療機能に関する情報の一部であるという観点から、医療法第30条の18の2第1項の規定により設置される外来医療の提供体制に関する事項についての協議の場において、当該情報の報告を行うこととすること。